

議案第20号

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに関し、関係条例の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年米原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

第14条に次の3項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給および一時差止めについては、給与条例第22条の2および第22条の3の規定を準用する。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に限る。）に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6か

月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

- 2 前条第2項、第3項および第6項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、または死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

第20条第2項本文中「第1項」を削り、同項ただし書中「第25条第1項」を「同条」に改め、同条第3項および第4項各号列記以外の部分中「第1項」を削る。

第21条第2項および第22条第2項中「第1項」を削る。

第24条の見出しを「(期末手当および勤勉手当)」に改め、同条第1項中「任期が」を「第14条および第14条の2の規定は、任期が」に、「の期末手当は、給与条例第22条から第22条の3までの規定を」を「について」に、「給与条例第22条第4項」を「第14条第5項および第14条の2第4項」に、「現在(退職し、または死亡した職員)」を「現在(退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員)」に、「おいて職員」を「おいてフルタイム会計年度任用職員」に、「および扶養手当の月額の合計額」を「の月額」に改め、同条第2項および第3項を削る。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第31条第3項各号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年米原市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第20条中「法律」の次に「（昭和27年法律第289号）」を加える。

第21条中「。以下「育児休業法」という。」を削る。

第22条第1項各号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当、期末手当および勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当および勤勉手当をいう。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 <u>フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 給与 フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当および期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬および期末手当をいう。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 <u>任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、給与条例第22条から第22条の3までの規定を準用する。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>・会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、給与の定義に勤勉手当を追加するための改正</p> <p>・給与条例の準用としていたフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について、勤勉手当の支給の規定と同様に、具体的に記載するための改正</p> <p>・給与条例の準用としていたフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合および在職期間について、具体的に記載するた</p>

得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、または死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給および一時差止めについては、給与条例第22条の2および第22条の3の規定を準用する。

(勤勉手当)

第14条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に限る。）に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第2項、第3項および第6項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

めの改正

- ・給与条例の準用としていたフルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額について、具体的に記載するための改正
- ・期末手当の不支給および一時差止めについて、これまでと同様に給与条例を準用するための改正
- ・基準日に在職するフルタイム会計年度職員に対し、支給日（6月30日、12月10日）に勤勉手当を支給するための規定の追加
- ・任期が6月未満のフルタイム会計年度任用職員について、一定の場合に、任期が6月以上とみなす第14条第2項および第3項の規定ならびに勤勉手当の不支給および一時差止めに係る同条第6項の規定を準用するための規定の追加

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

（時間外勤務に係る報酬）

第20条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1）・（2） 略

（時間外勤務に係る報酬）

第20条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1）・（2） 略

- ・フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、勤勉手当の総額は、正規職員と同様に勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならないこととする規定の追加
- ・フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、給料の月額とするための規定の追加

・文言整理

・文言整理

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その60時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)・(2) 略

(休日勤務に係る報酬)

第21条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その60時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)・(2) 略

(休日勤務に係る報酬)

第21条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

・ 文言整理

・ 文言整理

・ 文言整理

(夜間勤務に係る報酬)

第22条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(期末手当および勤勉手当)

第24条 第14条および第14条の2の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第14条第5項および第14条の2第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、または死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、または死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(夜間勤務に係る報酬)

第22条 略

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第24条 任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の期末手当は、給与条例第22条から第22条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第22条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員を、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすものとする。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日

・ 文言整理

・ パートタイム会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当について、第14条および第14条の2のフルタイム会計年度任用職員の規定を準用することに伴う改正

・ 第1項で第14条および第14条の2の規定を準用することとしたことにより、規定することが不要となったため削除

・ 第1項で第14条および第14条の

まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員を、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすものとする。

2の規定を準用することとしたことにより、規定することが不要となったため削除

米原市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u>を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う文言の削除 ・文言整理

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（改正理由）（第3条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(技能労務職員の給与の種類および基準)</p> <p>第31条1・2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員（次項において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>期末手当</u><u>および勤労手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、<u>期末手当</u><u>および勤労手当</u></p> <p>4 略</p>	<p>(技能労務職員の給与の種類および基準)</p> <p>第31条1・2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員（次項において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u><u>および期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u><u>および期末手当</u></p> <p>4 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員への勤労手当の支給に伴い、給与の種類に勤労手当を追加するための改正 ・フルタイム会計年度任用職員への勤労手当の支給に伴い、給与の種類に勤労手当を追加するための改正

米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（改正理由）（第4条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(専従休職者の給与)</p> <p>第20条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その</p>	<p>(専従休職者の給与)</p> <p>第20条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理

許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業者の給与)

第21条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。

(会計年度任用企業職員の給与)

第22条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当および勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当および勤勉手当

2 略

、いかなる給与も支給しない。

(育児休業者の給与)

第21条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。

(会計年度任用企業職員の給与)

第22条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および期末手当

2 略

・ 文言整理

・ パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、給与の種類に勤勉手当を追加するための改正

・ フルタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、給与の種類に勤勉手当を追加するための改正